

2025 年 8 月 12 日

お客さま各位

株式会社名古屋カード

担保解除関係書類を紛失されたお客さまへ

手数料ご負担に関するご説明

弊社の保証をご利用いただき、借入を完済された場合は名古屋銀行の営業店を通じて法務局への抵当権解除に必要な担保解除関係書類を整え、お客さまにお渡ししております（法務局への抵当権の抹消登記の申請につきましては、お客さまご自身で手続きされるか、司法書士に委任して申請されるかはお客さまの任意となっております。）。

書類を紛失された場合、お取引終了したことの確認のうえ弊社の担保解除関係書類を再作成が必要となりますが、当初お渡しした登記を証明する書面が存在しないため、抵当権抹消の登記手続きに関しては、事前通知制度(※)をご利用いただくこととなります。

それに伴う弊社の印鑑証明書の取得、法務局への回答書の送付等にかかる実費を含む事務の取扱いに際し、弊社所定の手数料をいただくかたちで対応させていただいておりますのでご理解賜りたくお願い申し上げます。

なお、現時点での再発行手数料は 11, 000 円 (税込) となっております。

以 上

問い合わせ先:名古屋カード管理部 電話番号 052-322-4841

※事前通知制度とは、登記識別情報(登記済証)が提出されない状態で登記申請がなされた場合、不実の登記がなされないようにするため登記官から当社に対して登記申請の内容が真実であることを確認する書面が送付され、内容を確認後その書面に当社が確認印(実印)を押印し、法務局へ返送して登記を完了させる扱いです。